

四日市市概算数量発注方式の試行について

令和2年 9月11日

四日市市では、令和2年10月1日より、詳細な測量に基づかずに、位置図、平面図、標準断面図等の代表的な数値により算出した概算数量を用いて発注する「概算数量発注方式」を試行します。

「概算数量発注方式」とは、概算数量を用いて積算し、契約後、施工箇所での取合い等を精査の上、設計数量を確定し設計変更を行う方式で、受注者により工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果を基に、平面図、縦・横断面図、展開図、区画線図及び数量計算書等を受注者により作成します。

なお、詳細については下記にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

○入札に関すること

調達契約課 契約係 059-354-8125

○工事に関すること

道路維持課 059-354-8201

四日市市概算数量発注方式試行要領

1 目的

この要領は、四日市市が発注する土木工事について、概算数量発注方式により発注する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 概算数量発注方式とは、当初設計において概算数量を用いて積算し、契約後、施工箇所での取合い等を精査の上、設計数量を確定し設計変更を行う方式をいう。
- 2) 概算数量とは、詳細な測量に基づかずに、設計図書に示した位置図、平面図、標準断面図等の代表的な数値により算出された数量をいう。
- 3) 工事計画図書とは、受注者が工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果を基に作成する平面図、縦・横断面図、展開図、区画線図及び数量計算書等をいう。

3 適用対象工事

概算数量による発注により、発注事務が効率に行える工事に適用するものとし、原則として設計金額50,000千円未満の市単独工事を対象とし、次の全ての条件を満たす工事とする。

- 1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事
- 2) 現地精査の結果と概算数量との乖離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
- 3) 起業地が主に官有地であることが明らかで、周辺への影響が少ない工事
- 4) 工事着手後、新たな工種追加が想定されない工事
例) 舗装、区画線、単純な排水構造物及び交通安全施設等

4 設計図書の作成

概算数量発注による場合の設計図書の作成については、次に掲げるとおりとする。

- 1) 設計図書の積算は、施工予定箇所の概算数量に基づき、設計金額を算出するものとする。
- 2) 当初設計時の図面は、位置図、平面図、標準断面図等を添付する。
- 3) 市及び入札参加資格者が概算数量発注であることが確認できるよう公告、内訳書(提出用)、参考数量書(積上表含む)、特記仕様書、図面に「概算数量発注

方式」と明示する。

- 4) 工事計画図書の作成期間として、通常の標準工期に加え15日を標準とし、工事の発注内容により適宜期間を見込むこととする。

5 工事計画図書等の作成費用

受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用として、「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「技術管理費」に積み上げ計上する。なお、工事計画図書の作成に必要な費用のうち、調査及び測量に要する費用は、通常行う設計図書の範囲内であるため共通仮設費率(準備費)に含まれるものとする。

6 施工

- 1) 当該工事における市の監督職員は受注者に設計書の意図を説明する。必要に応じて、受注者と現場で立会い発注者の意図を理解させるものとする。
- 2) 受注者は、現場を照査及び測量し、施工前に設計数量を確定するため工事計画図書を作成し、工事打合せ簿を添付の上、監督職員に提出するものとする。
- 3) 受注者は、発注者から工事打合せ簿(承諾)を受領の上、必ず着手するものとする。
- 4) 具体的な流れは、別添「概算数量発注方式フロー」参照による。

7 設計変更

- 1) 受注者から提出された工事計画図書の結果について、監督職員はその内容等を十分に精査し、変更設計数量を確定するものとする。
- 2) 前号の規定により数量を確定した後、設計変更を行うものとする。
- 3) 変更理由は、「概算数量発注方式による発注のため、現場精査による変更」と記載するものとする。

8 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項については、市と受注者とが協議して定める。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

工事計画図書作成要領

工事計画図書で提出する図面、数量計算書については、本要領で定める内容に基づき作成するものとする。

なお、図面の大きさは、A3を標準とする。

1 平面図

- ① 当初設計時の平面図を使用する。
- ② 工事起点、工事終点の測点Noを記入する。測点間隔は、20mを標準とし、必要に応じて断面変化点等の測点を記入する。
- ③ 施工形状、延長、名称、寸法等、必要な事項を記入する。
- ④ 実施予定の延長を記入する。また、追加工種があれば、名称、規格等も記入する。

2 縦断図

- ① 縮尺は、縦1/50、横1/500を標準とする。
- ② 記載事項は、測点、追加距離、現況高、計画高、勾配を標準とする。

3 標準断面図及び横断図

- ① 縮尺は、1/50を標準とする。
- ② 平面図に記入した測点毎に作成する。

4 構造図(一般構造図、小構造物図)

- ① 縮尺は、1/20を標準とする。

5 展開図及び各種工法図

- ① 縮尺は、幅員方向1/100、延長方向1/200を標準とする。
- ② 施工形状、延長、名称、寸法、種別等を記入する。

6 区画線図

- ① 縮尺は、幅員方向1/100、延長方向1/200を標準とする。
- ② 路面表示の種類、位置、形状、寸法、延長を記入する。
- ③ 区画線図の作成が明記されていない場合でも、復旧がある場合には平面図に記入する。

7 提出図面

- ① 提出図面については、電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。

8 数量計算書

- ① 数量は、工事計画図書で添付された図面に基づき、種別毎に実施予定数量を記入する。
- ② 追加工種がある場合には、必要事項を全て記入する。
- ③ 別途、数量計算書に必要な根拠資料は、受注者が必要に応じて作成する。
- ④ 提出する数量計算書については、電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については、Excelで読み取り加工できるものとする。

9

その他

本要領に記載のない事項は、監督職員と協議して定めるものとする。

概算数量発注方式フロー

発注者

受注者

